

東京都計画高度利用地区の変更（港区決定）

都市計画高度利用地区を次のように変更する

面積欄の（ ）内は変更前を示す。

種別 (地区名・区分)	面積	建築物の容積率の最高限度	建築物の容積率の最低限度	建築物の建ぺい率の最高限度	建築物の建築面積の最低限度	壁面の位置の制限	備考
高度利用地区 (三田小山町地区)	約 ha 0.5 (0.3)	※1 60 — 10	20 — 10	※2 6 — 10	200㎡	5m 3m	三田小山町地区第一種市街地再開発事業地内
	※1 建築物の容積率の最高限度の特例 1 建築物の敷地面積の規模による限度 敷地面積が1,000㎡未満の建築物にあっては、下記の数値を減じる。 ア. 500㎡未満の場合 10分の10 イ. 500㎡以上1,000㎡未満の場合 10分の5 2 建築物の用途による限度 住宅の用途に供する部分の容積率の割合が10分の20未満である建築物にあっては、下記の数値を減じる。 ア. 10分の10未満の場合 10分の10 イ. 10分の10以上の場合 10分の5 ※2 建築基準法第53条第5項第1号に該当する建築物にあっては10分の2を加えた数値とする。						及び 三田小山町東地区第一種市街地再開発事業地内

高度利用地区 (三田小山町地区)	約 ha 1.5 (0.8)	※3 60 — 10	20 — 10	※4 4 — 10	200㎡	4m 3m
	※3 建築物の容積率の最高限度の特例 1 建築物の敷地面積の規模による限度 敷地面積が1,000㎡未満の建築物にあっては、下記の数値を減じる。 ア. 500㎡未満の場合 10分の10 イ. 500㎡以上1,000㎡未満の場合 10分の5 2 建築物の用途による限度 住宅の用途に供する部分の容積率の割合が2分の1未満である建築物にあっては、下記の数値を減じる。 ア. 3分の1未満の場合 10分の10 イ. 3分の1以上の場合 10分の5 ※4 建築基準法第53条第3項第1号又は第2号のいずれかに該当する建築物にあっては10分の1を加えた数値とし、同条同項第1号及び第2号に該当する建築物にあっては10分の2を加えた数値とする。					
小計	約 ha 2.0					

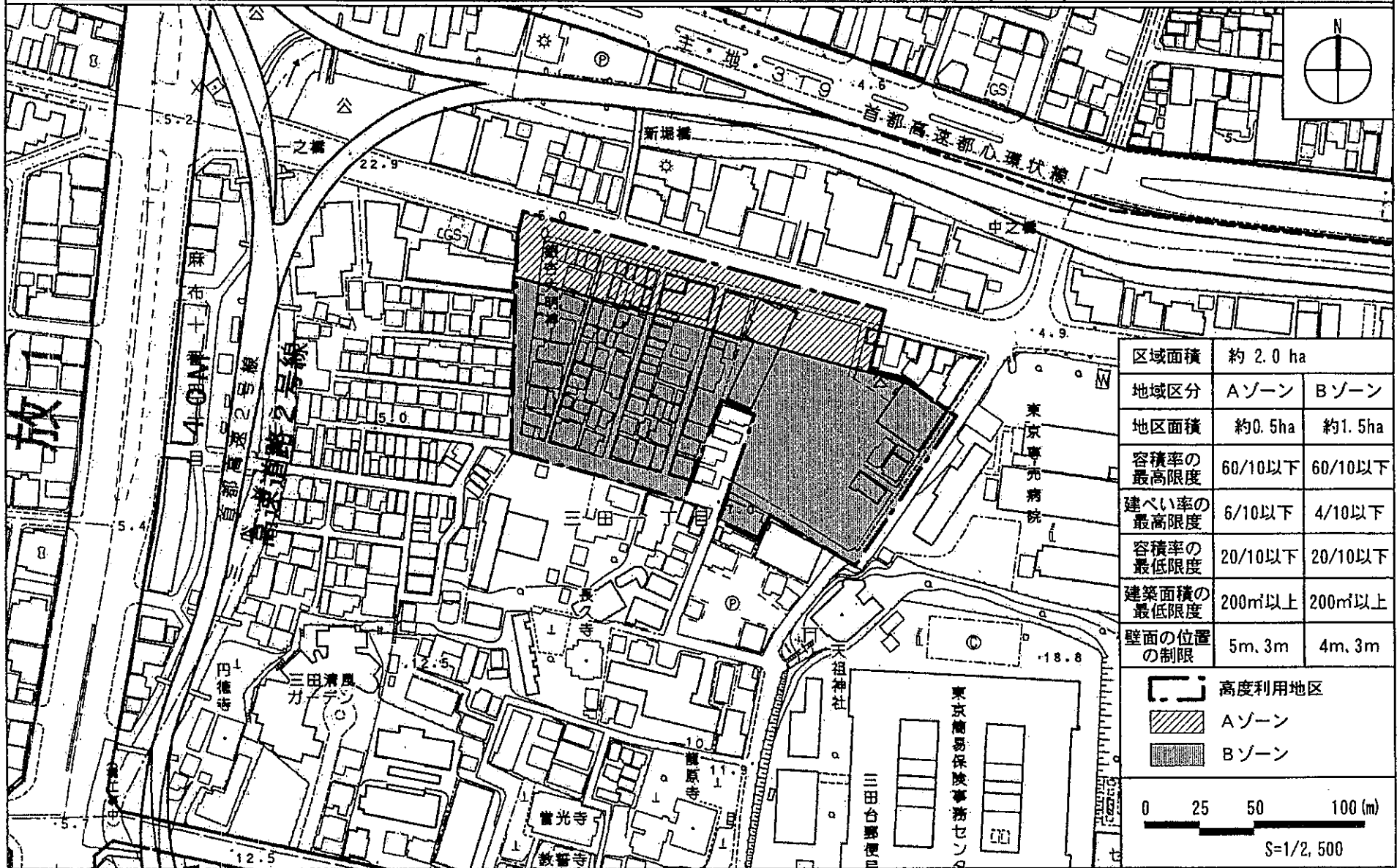
港区内の その他の 既決定地区		面 積	位 置
高度利用地区		約 ha	
赤坂・六本木地区	8.8	港区赤坂一丁目、六本木一丁目地内	
田町駅西口地区	0.9	港区芝五丁目地内	
六本木六丁目地区	11.0	港区六本木六丁目地内	
三田小山町地区	1.1	港区三田一丁目地内	
赤坂四丁目薬研坂地区	2.1	港区赤坂四丁目地内	
合 計	約 24.8 (23.9)		

「種類、位置及び区域は計画図表示のとおり」

理由：三田小山町東地区第一種市街地再開発事業の決定に伴い、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るため、高度利用地区を変更する。

変更概要

種 類	変更箇所	変更面積	備 考
高度利用地区 (三田小山町地区)	港 区 三田一丁目 地 内	約 ha 0.9	(既決定地区) 追加 赤坂・六本木地区 田町駅西口地区 六本木六丁目地区 三田小山町地区 赤坂四丁目薬研坂地区



区域面積	約 2.0 ha	
地域区分	Aゾーン	Bゾーン
地区面積	約0.5ha	約1.5ha
容積率の最高限度	60/10以下	60/10以下
建ぺい率の最高限度	6/10以下	4/10以下
容積率の最低限度	20/10以下	20/10以下
建築面積の最低限度	200㎡以上	200㎡以上
壁面の位置の制限	5m. 3m	4m. 3m

この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺1/2,500の地形図及び道路網図を使用して作成したものである。無断複製を禁ず。

(承認番号) 16都市基交第215号、平成16年8月24日
(承認番号) 16都市基街第350号、平成16年8月19日

